

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

「日本聖公会における女性の司祭按手に関するガイドライン」

<日本聖公会第64（定期）総会決議>の再確認について

キリストにあって親愛なる兄弟姉妹に平和の挨拶を送ります。

横浜教区教区報2021年3月号に、「子なる神・キリストの受肉が虚偽であるなら、私たちの救いもありません。神が創造して祝福された男と女という命の秩序を否定することはできません。男の体への託身であり、司祭は、会衆の代表であると同時にキリストの生けるアイコンであり、男の体が担わなければなりません。そうでなければ、キリスト信仰が脱肉の偽信仰となり、思想に過ぎなくなります」という文章が掲載されましたが、日本聖公会主教会としては、このような考えに同意するものではありません。

2018年の日本聖公会第64（定期）総会で決議された、「日本聖公会における女性の司祭按手に関するガイドライン」においては、「日本聖公会は、日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位は有効性を保持していることを認識する」ことを原則とし、「すべての聖職と信徒は、その人の性に関わらず、それぞれのつとめに応じて教会の働きに参加する。誰もその人の性によって排除されたり、嫌がらせを受けたり、差別されたりすることがあってはならない」こと、また、「すべての聖職と信徒は、女性の司祭按手についての立場の違いを越えて、協働者として対話をしつつ、協力しあう」ことを確認しています。

これらの点を含め、「日本聖公会における女性の司祭按手に関するガイドライン」の内容につきまして、あらためて各教区の教役者、信徒におかれては十分に認識をご共有いただくようお願いいたします。

2021年6月10日 日本聖公会主教会